

第1編 総論

第1章 計画の概要

第2章 総社市の障がい者等の状況

第3章 前回計画の総括

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

国の障がい者施策においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が施行され、障がいの有無に関わらず多様性を尊重し、共生社会の実現に向けた取組が行われています。平成 28（2016）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が施行され、行政機関等及び事業者に対して不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供が求められるようになりました。また、令和3（2021）年9月には医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられ、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」という。）」が施行されました。その他「発達障害者支援法」や「障害者雇用促進法」、「障害者総合支援法」の改正により、障がい者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の構築により取り組んでいくことが示されました。

本市においては、平成 23（2011）年度から障がい者千人雇用事業を実施し、障がい者の社会参加をはじめとした福祉施策の推進に取り組んできました。平成 29（2017）年5月に目標としていた障がい者 1,000 人の就労を達成し、この取組から得られた経験を生かすとともに課題解決におけ、障がい者千五百人雇用事業をスタートしています。

現在、障がい者の高齢化や発達障がいのある児童・生徒の増加、さらに現代社会におけるストレスなどを要因とした障がいの増加、重度化・重複化なども進んでおり、より時代とニーズに即した障がい者施策の推進が必要となっています。

本市の総合計画が目指す都市像「岡山・倉敷に並ぶ新都心 総社～全国屈指の福祉文化先駆都市～」の実現に向けた様々な福祉施策を推進する中、本計画は近年の障がい者を巡る社会状況の変化を受け、平成 30（2018）年3月に策定した「第3期総社市障がい者計画」、令和3（2021）年3月に策定した「第6期総社市障がい福祉計画」、「第2期総社市障がい児福祉計画」を見直し、本市において障がいのある、ないに関わらず、共に安心して暮らせる社会の実現をめざし策定しました。

第1章 計画の概要

2 計画の位置づけと期間

(1) 障がい者計画

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）です。

本市における障がい者に関する施策・事業を全体的に把握し体系づけることで、障がい者を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、市民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の計画です。

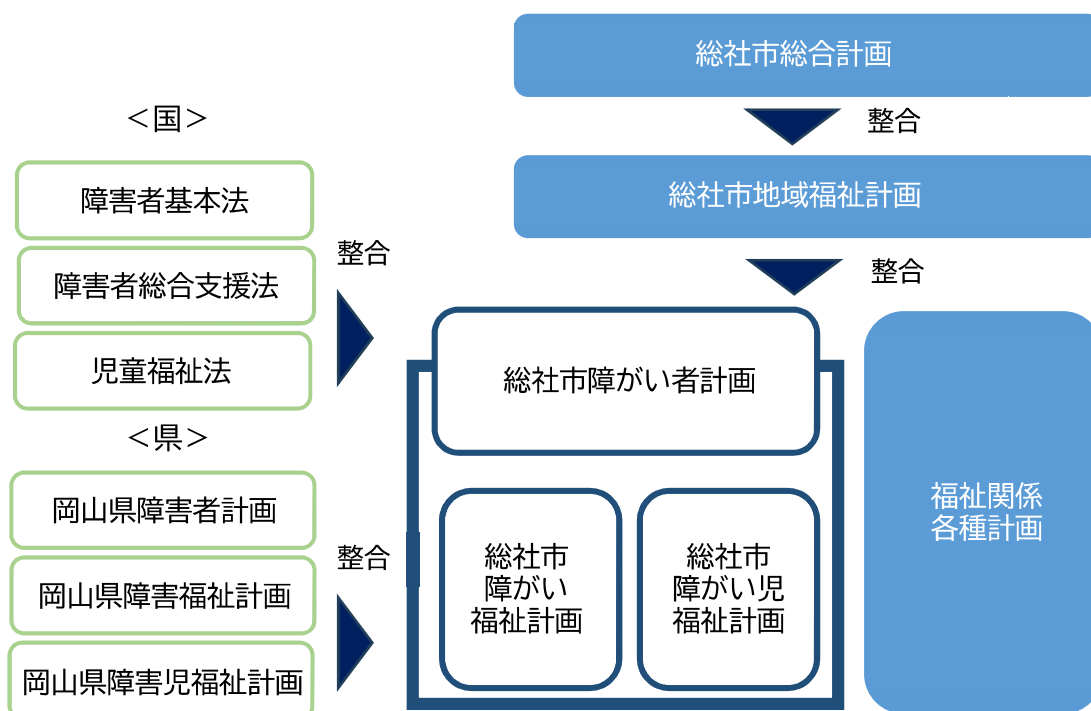
本計画は令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とし、法律や国及び県の指針、計画と「総社市総合計画」、「総社市地域福祉計画」等との整合性を図り策定するものです。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

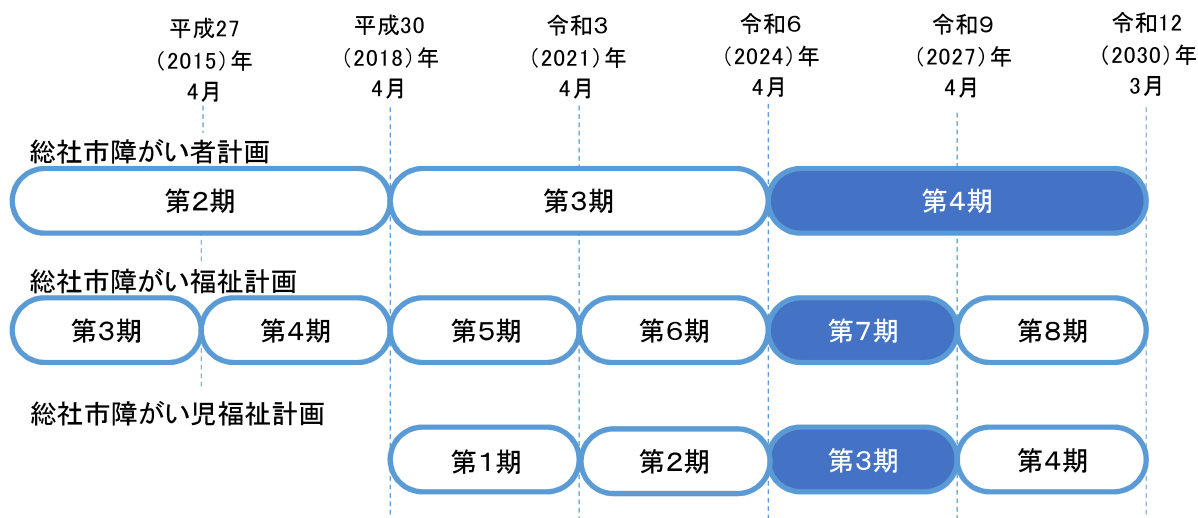
障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」です。障がい者（児）施策の中のサービス提供などについての具体的な実施計画として、障がい福祉計画は障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量を定め、障がい児福祉計画は障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるものです。

障がい福祉計画、障がい児福祉計画の計画期間は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

【図表 計画の関係】



【図表 計画の期間】



3 計画の策定過程

この計画は、障がい者やその家族、関係機関をはじめ広く市民の意見を聴き、反映させるよう努めました。また、保健・医療・福祉関係者、各種団体の代表者で構成する「総社市障害者施策推進協議会」において計画内容などについての検討を行うなど、策定にあたって次のような取組を行いました。

(1) アンケート調査

計画策定にあたっては、障がい者の生活実態やニーズなどを把握するために、本市において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持されている人、障害福祉サービスや障害児通所支援サービスを利用されている人、全員を対象にアンケート調査を実施しました。

	アンケート調査
調査対象	総社市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している人、障害福祉サービスや障害児通所支援サービスを利用している人
抽出方法	全数調査
配布数	3,639 件
回収数（有効回収率）	1,992 件（54.7%）
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年10月27日～令和5年11月17日

第1章 計画の概要

(2) 障がい者団体との意見交換

令和5(2023)年11月14日から12月27日の間に、障がい者団体(下記一覧)との意見交換を行い課題や取組などを聞き取りました。

No	団体名	No	団体名	
1	身体障害者相談員・知的障害者相談員	9	住まいを考える部会	総社市地域自立支援協議会
2	総社市身体障害者福祉協会	10	相談支援事業所連絡会	
3	社会福祉法人 総社市社会福祉事業団	11	就労支援事業所連絡会	
4	岡山県立倉敷まきび支援学校	12	生活介護事業所連絡会	
5	特別支援教育推進センター「きらり」	13	こどもに寄り添う連絡会	
6	地域活動支援センターⅠ～Ⅲ型	14	日中一時支援事業所連絡会	
7	医療的ケア児等の保護者	15	療育支援事業所連絡会	
8	親の会「とりどり」	16	医療的ケア児等支援連絡会	

(3) 総社市障害者施策推進協議会

障害者基本法第36条第4項の規定に基づき、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議するため、総社市障害者施策推進協議会を設置しています。計画策定にあたって本協議会を3回開催し、計画の内容や今後の障がい者施策について協議を行いました。

第1回 計画策定の説明, アンケート調査等について

日時: 令和5(2023)年9月13日(水)14:00～

場所: 総社市総合福祉センター

第2回 計画骨子, アンケート調査結果(速報), パブリックコメントの実施等について

日時: 令和5(2023)年12月26日(火)10:30～

場所: 総社市総合福祉センター

第3回 パブリックコメントの結果, 計画策定等について

日時: 令和6(2024)年3月19日(火)15:30～

場所: 総社市役所西庁舎

(4) パブリックコメント

本計画の策定にあたり、計画案を以下の期間で市民に公表し、広く意見を募集しました。

	パブリックコメント
募集期間	令和6年1月19日（金）～令和6年2月7日（水）
計画案の周知方法	市ホームページによる公表及び市役所・出張所での閲覧
意見の提出方法	持参、郵送、電子メール、ファクシミリ
意見数	14件
意見の公表場所	市ホームページ

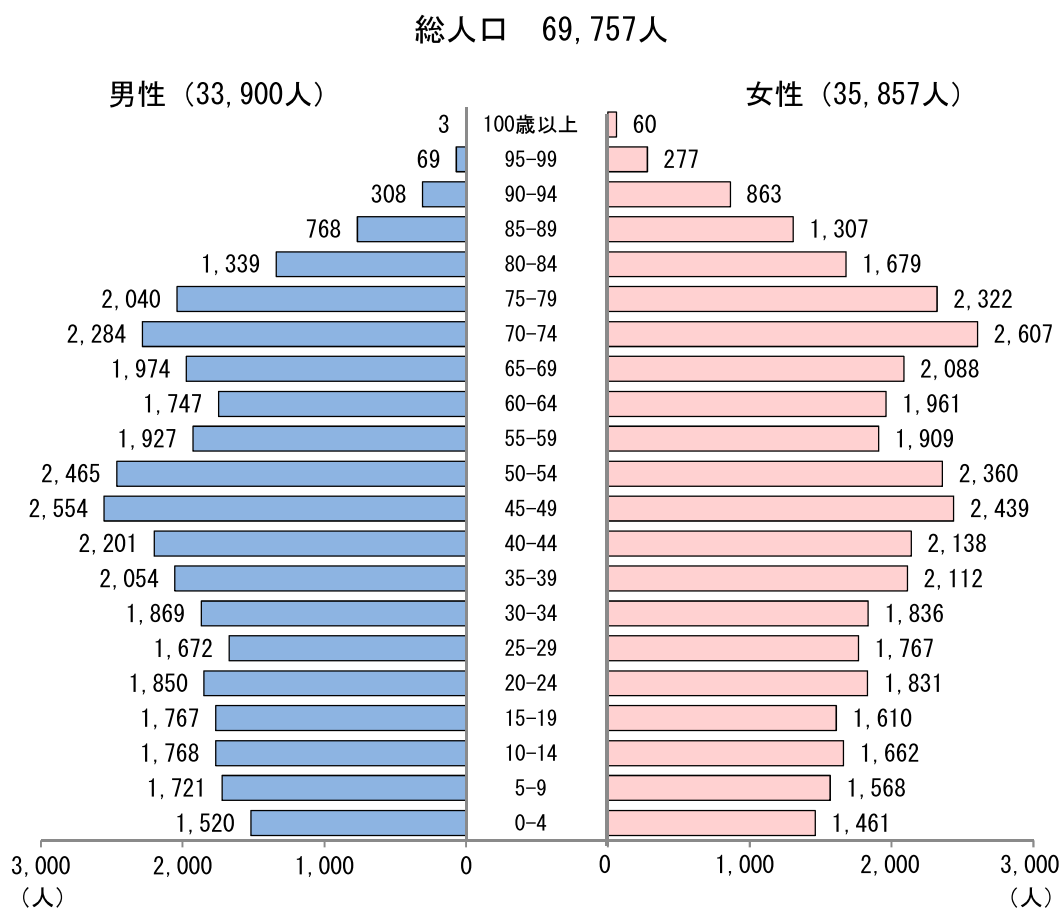
第2章 総社市の障がい者等の状況

1 人口の動向

(1) 人口構造

本市の人口は、令和5(2023)年10月末現在 69,757 人となっており、男性は 33,900 人、女性は 35,857 人となっています。そのうち 65 歳以上の高齢者の人口は 19,988 人となっており、総人口に対する高齢者の割合(高齢化率)は 28.7%となっています。高齢化率は男性(25.9%)よりも女性(31.2%)の方が高くなっています。

【図表 人口ピラミッド】



資料：住民基本台帳（令和5年10月末現在）

(2) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、平成 25 (2013) 年以降微増の傾向にあります。65 歳以上の高齢者人口の割合は一貫して増加している一方で、15 歳未満の人口の割合は 14.0%を割っています。

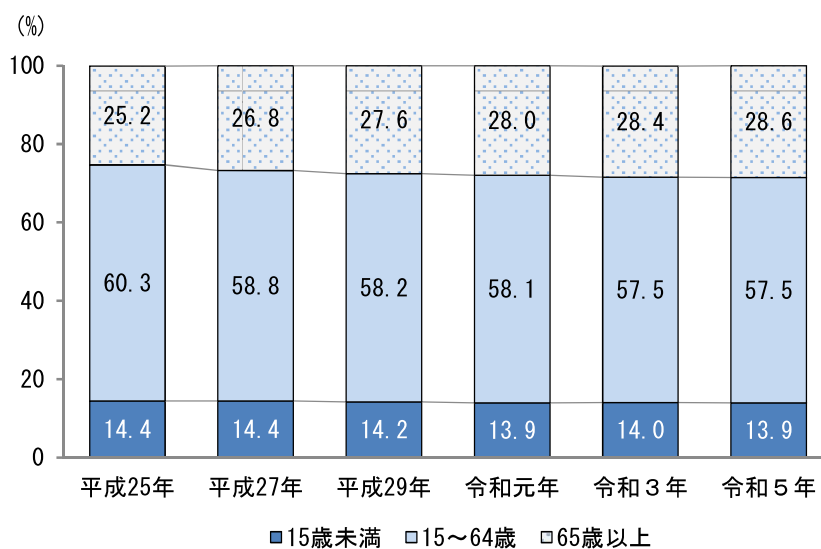
【図表 年齢3区分人口の推移】

(単位：人)

	平成 25 年	平成 27 年	平成 29 年	令和元年	令和 3 年	令和 5 年
15 歳未満	9,786	9,772	9,700	9,657	9,810	9,697
15～64 歳	40,883	39,949	39,889	40,237	40,170	40,065
65 歳以上	17,110	18,222	18,899	19,396	19,855	19,971
総人口	67,779	67,943	68,488	69,290	69,835	69,733

資料：総社市住民基本台帳（各年 9 月末現在）

【図表 年齢3区分人口構成比の推移】



※総社市住民基本台帳（各年 9 月末現在）

第2章 総社市の障がい者等の状況

2 身体障がい者・児の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和4（2022）年度末現在 2,117 人となっており、総人口に占める本市の身体障がい者の割合は 3.0%となっています。

障がい種別毎にみると、肢体不自由が 1,062 人（50.2%）と最も多く、次いで内部障害が 753 人（35.6%）となっています。また、等級別にみると、1級・2級は 1,029 人で全体の 48.6%を占めています。

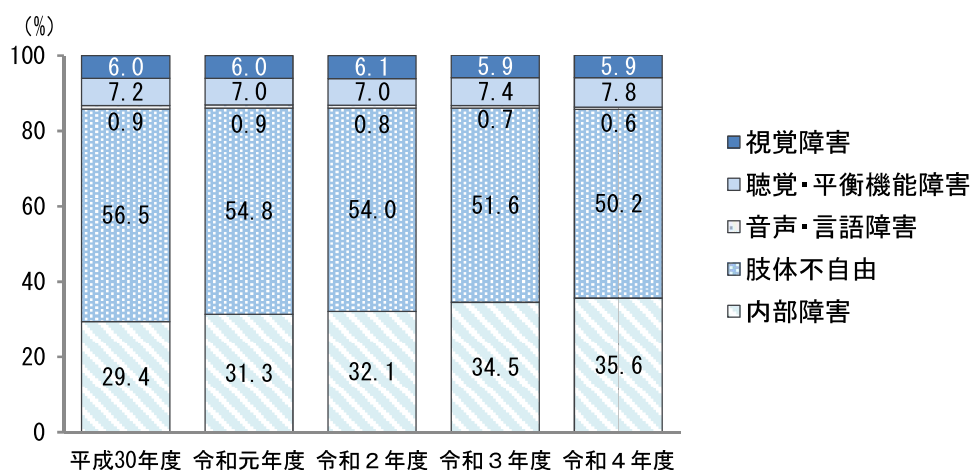
【図表 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移】

（単位：人）

障がい種別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障害	132	130	128	125	124
聴覚・平衡機能障害	158	151	148	159	165
音声・言語障害	20	19	17	14	13
肢体不自由	1,249	1,178	1,135	1,101	1,062
内部障害	650	673	674	736	753
合計	2,209	2,151	2,102	2,135	2,117

資料：福祉課（各年度末現在）

【図表 障がい種別身体障害者手帳所持者数の構成比の推移】



資料：福祉課（各年度末現在）

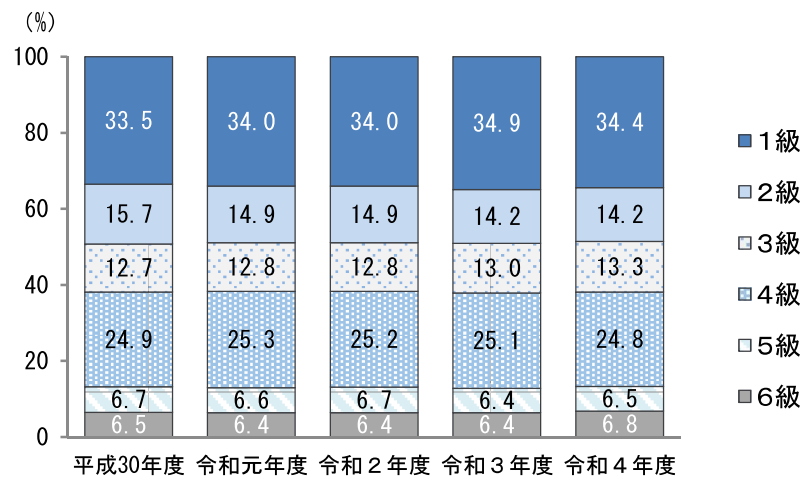
【図表 等級別身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	740	732	714	745	728
2級	346	321	314	304	301
3級	281	275	270	277	281
4級	551	544	529	535	524
5級	148	142	140	137	138
6級	143	137	135	137	145
合計	2,209	2,151	2,102	2,135	2,117

資料：福祉課（各年度末現在）

【図表 等級別身体障害者手帳所持者数の構成比の推移】



資料：福祉課（各年度末現在）

第2章 総社市の障がい者等の状況

【図表 身体障害者手帳所持者数】

(単位：人)

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18歳未満	1	1	—	—	—	—	2
	18～64歳	7	7	—	2	7	—	23
	65歳以上	33	35	2	7	14	8	99
	合計	41	43	2	9	21	8	124
聴覚・平衡 機能障害	18歳未満	—	3	1	—	—	6	10
	18～64歳	—	15	9	7	1	7	39
	65歳以上	11	8	12	21	—	64	116
	合計	11	26	22	28	1	77	165
音声・ 言語障害	18歳未満	—	—	—	—	—	—	0
	18～64歳	—	1	2	3	—	—	6
	65歳以上	—	—	6	1	—	—	7
	合計	0	1	8	4	0	0	13
肢体不自由	18歳未満	19	6	2	—	—	—	27
	18～64歳	90	62	32	49	31	18	282
	65歳以上	93	147	120	266	85	42	753
	合計	202	215	154	315	116	60	1,062
内部障害	18歳未満	6	—	3	1	—	—	10
	18～64歳	112	9	19	35	—	—	175
	65歳以上	356	7	73	132	—	—	568
	合計	474	16	95	168	0	0	753
合計	18歳未満	26	10	6	1	0	6	49
	18～64歳	209	94	62	96	39	25	525
	65歳以上	493	197	213	427	99	114	1,543
	合計	728	301	281	524	138	145	2,117

資料：福祉課（令和5年3月末現在）

3 知的障がい者・児の状況

本市の療育手帳所持者数は、令和4(2022)年度末現在 599 人となっており、増加傾向にあります。総人口に占める本市の療育手帳所持者の割合は、0.9%となっています。

障がい程度別にみると、A判定が186人(31.1%)、B判定が413人(68.9%)となっており、B判定の方が多くなっています。

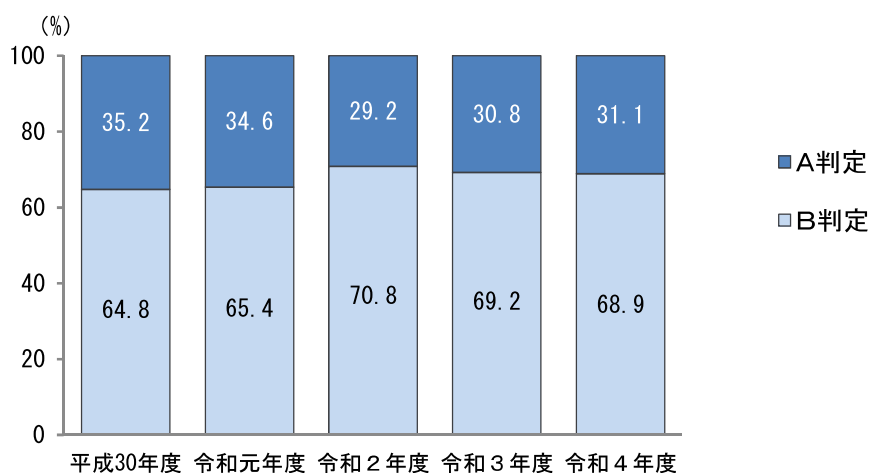
【図表 障がい程度別療育手帳所持者数の推移】

(単位：人)

障がい程度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定	185	189	163	178	186
B判定	341	358	395	399	413
合計	526	547	558	577	599

資料：福祉課（各年度末現在）

【図表 障がい程度別療育手帳所持者数の構成比の推移】



資料：福祉課（各年度末現在）

第2章 総社市の障がい者等の状況

4 精神障がい者・児の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4(2022)年度末現在 477 人となり、増加傾向にあります。総人口に占める本市の精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は 0.7%となっています。

障がい等級別にみると2級が最も多く、全体の 73.0%を占めています。

また、自立支援医療(精神通院)利用者数も平成 30(2018)年度以降増加傾向にあり、令和4(2022)年度末現在 1,076 人となっています。平成 30(2018)年度と比べて 26.4%増加しています。

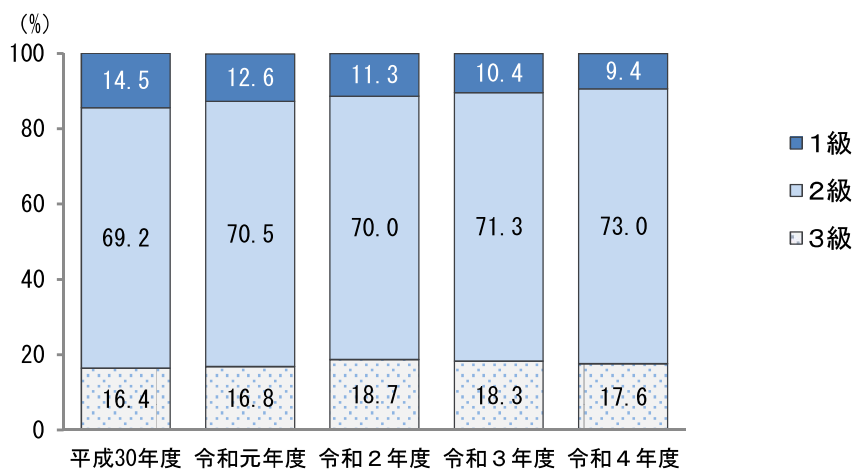
【図表 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(単位：人)

等級	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	54	51	49	47	45
2 級	258	285	303	323	348
3 級	61	68	81	83	84
合計	373	404	433	453	477

資料：福祉課（各年度末現在）

【図表 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の構成比の推移】



資料：福祉課（各年度末現在）

【図表 自立支援医療（精神通院）利用者数の推移】

(単位：人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	851	908	1,026	994	1,076

資料：福祉課（各年度末現在）

5 発達障がい者・児の状況

発達障がいは、幼稚園や保育園等の集団生活をしていく中で集団になじみにくさを感じたり、保護者が育てにくさを感じたりすることで気がつくことが多いです。保護者や周囲に発達障がいについての理解が広がり、発達を促すための療育等必要な支援を早期に勧められることもあり、支援が必要とされる人は近年増加傾向にあります。

また、本人や家族が発達障がいに気がつかないまま青年壮年期を迎えることで、ひきこもり・就労困難・経済的困窮等、社会生活への適応に何らかの困難さを抱えている場合がありますが、その多くは手帳等を持たず福祉サービスを受けていない現状があります。そのため、発達障がい者・児に対しては早期発見と切れ目のない支援体制を構築することが特に重要です。

本市は、乳幼児健康診査結果における発達障がいの疑いがある児の割合が県と比較して高く推移しています。これは本市が全軒実施している赤ちゃん訪問をきっかけに、相談や乳幼児健診などで乳幼児・保護者に寄り添って関わる機会をできるだけ多く設けることによって、早期の気づきにつながっているためと考えられます。

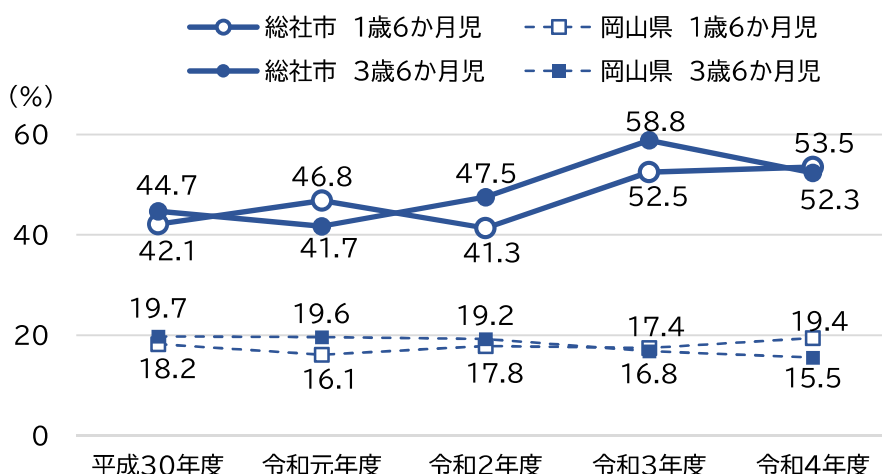
発達障がい児への支援のひとつに、将来の自立をしっかりと見据えた実りある就学期を送る環境を整備することが挙げられます。発達障がい者・児への支援が増加の一途をたどる今、インクルーシブ教育※の理念のもと、医療・福祉とも連携を図り、保護者の気持ちに寄り添いながら適切な選択ができる就学相談の実施や、障がいの重度・重複化を踏まえた連続性のある多様な学びの場の設置と指導・支援が求められています。

障害児通所支援利用者数（障害福祉サービス受給者証所持者）についても増加は著しく、特に就学児の利用者の増加が顕著で、平成30（2018）年度と比べて1.6倍となっています。

※インクルーシブ教育について

インクルーシブ教育とは、障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を「通常の学級において」行う教育のことです。

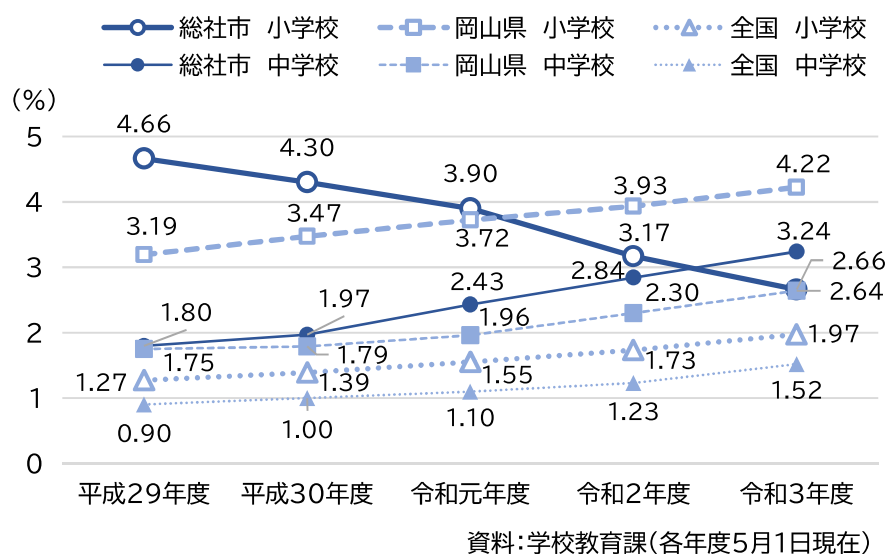
【図表 発達障がいの疑いがある児の推移（乳幼児健康診査結果）】



資料:こども課(各年度末現在)

第2章 総社市の障がい者等の状況

【図表 自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍率の推移】



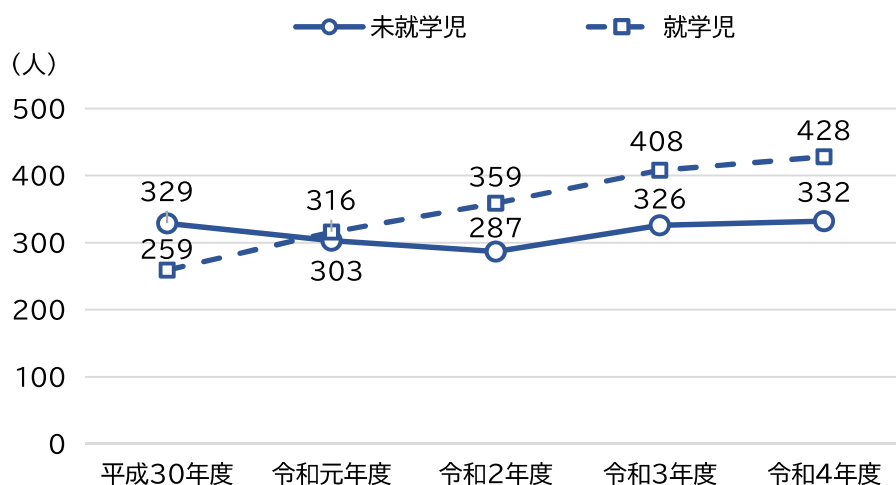
【図表 「児童福祉法」障害児通所支援利用者数
障害福祉サービス受給者証所持者数の推移】

(単位:人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
未就学児	329	303	287	326	332
就学児	259	316	359	408	428
計	588	619	646	734	760

資料:こども夢づくり課(各年度末現在)

【図表 「児童福祉法」障害児通所支援利用者数
障害福祉サービス受給者証所持者数の推移】



資料:こども夢づくり課(各年度末現在)

第3章 前回計画の総括

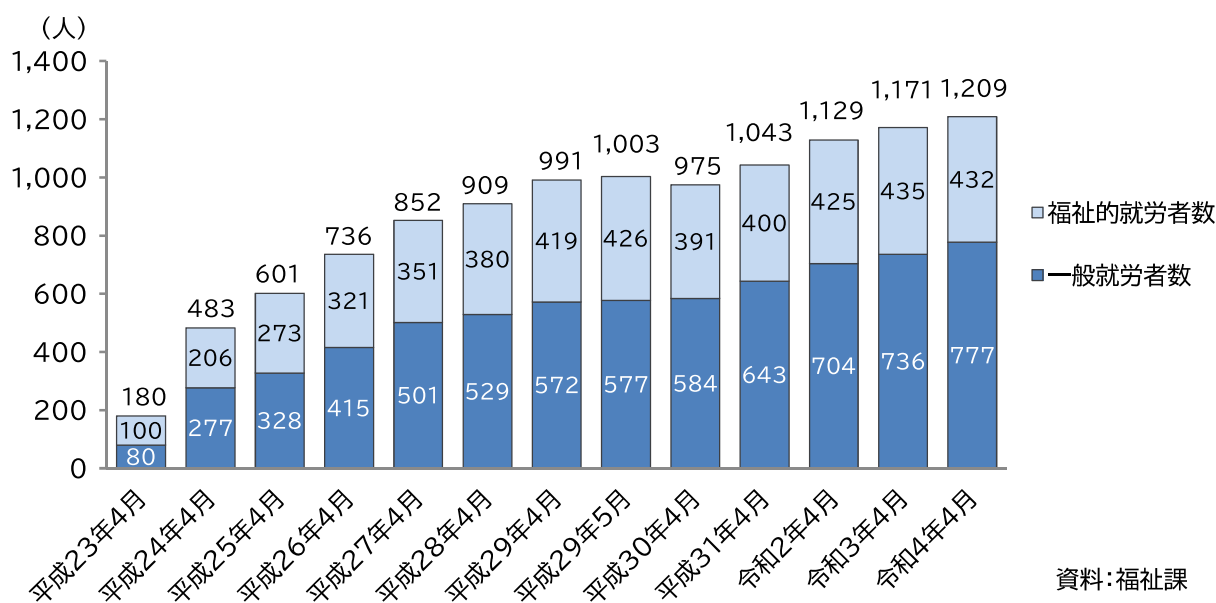
1 第3期総社市障がい者計画の総括

これまで6年間の取組において、本市における障がい者の平成30(2018)年度の市県民税納税者数は249人であったのが、令和4(2022)年度では281人と4年間で12.9%増加しました。障がい者の給与収入総額も、平成30(2018)年度の約12億6,700万円から4年間で約13億7,300万円と、8.4%増加しています。

障がい者千五百人雇用事業をはじめとした雇用拡大の取組の成果が得られた一方、生活の安定や質の向上、生涯を通じた切れ目のない支援など、よりきめ細やかな支援が求められてきています。そういった課題の解決に向けて取り組むとともに、障がい者の就労や生活面における満足度やニーズを的確に捉えるための調査、分析を行い、さらには、就労先や就労状況に応じてどういった障がい種別が適しているのか、離職した理由や長く働けている理由についても分析を行い、より障がいの特性にあう企業(仕事)へのマッチングを進めていく必要があると考えています。

わが国の生産年齢人口の減少下における労働力の確保対策として、若者・女性・高齢者・障がい者等の就労促進が掲げられていますが、本市では、単に不足する労働力を補完する存在として障がい者を捉えているのではなく、障がい者は企業等の戦力であると考えています。就労を望むすべての障がい者が働くことができ、収入が増え、社会参加することができる世界は、障がいがあってもなくてもすべての人が自分らしく暮らせる社会であり、障がい者の就労促進が本市に暮らすすべての市民の生活の質を高め、すべての企業等の競争力向上につながるという信念のもと、今後も全力で障がい者に寄り添った取組を推進していきます。

【図表 障がい者就労者数の推移】



2 第6期総社市障がい福祉計画・第2期総社市障がい児福祉計画の総括

国の障害者サービス及び障害児サービスの傾向をみると年々増加しており、この傾向はしばらくの間は続く見通しとなっています。本市においても第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画から3年が経過し、各サービス費は増加しています。

その中でも、本市は障がい者雇用の推進により就労継続支援A型・B型事業所が多く開設され、障がい者一人ひとりの特性にあった働き方の選択ができるようになり、就労系の障害福祉サービス費の増加割合はその他のサービスと比較すると高くなっています。また、就労に伴い市中心部の利便性の高いエリアに住まいを確保する必要性が高まったことから、共同生活援助（グループホーム）が相次いで開設され、多くの障がい者が自立した生活を送っています。

障害児通所サービスにおいては、本市流の早期一貫サポートシステムとしてライフステージを通じた支援体制を構築していますが、4歳児発達支援により早期に療育につないでいく仕組みの中で、サービスの利用希望者の増加に対し、サービス提供事業所の供給が不足するといったバランスとなり、必要な療育の質と量の確保が困難な状況になっています。

本計画の策定にあたっては、実態調査や関係機関・団体からのヒアリングをもとに、サービスを必要とする障がい者・児本人及びその家族が安心して質の高いサービスを受けられるよう見込量を算出し、適切な施策を検証・実施していきます。